

三豊市農業委員会 10月定例総会議事録

令和2年10月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会10月定例総会を三豊市危機管理センター 201・202会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 28名（農業委員21名、農地利用最適化推進委員7名）
欠席者 4名

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	細川 耕助	○	3番	岡根 譲	○
4番	松岡 幸信	ー	5番	黒木 昭則	○	6番	石井 徳和	○
7番	貞廣 駿	○	8番	石井 宏昭	○	9番	橋川 義信	○
10番	白川 智樹	○	11番	大西 弘	○	12番	片山 雅夫	○
13番	新延 健	ー	14番	田所 上奉	○	15番	三好 康芳	ー
16番	田井 三代子	○	17番	金子 芳巳	○	18番	石原 剛	○
19番	西山 正一	○	20番	大崎 正義	○	21番	森 尚行	○
22番	宮崎 和代	○	23番	正田 茂義	○	24番	吉田 由紀	○

【農地利用最適化推進委員】

7番	近藤 和雄	○	11番	近藤 一雄	○	22番	高岡 秋則	○
35番	嶋田 誠	ー	48番	蜜石 眞治	○	52番	黒浜 豊	○
56番	大平 智一	○	68番	細川 壽恵廣	○			

2. 署名委員

9番 橋川 義信
22番 宮崎 和代

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 磯崎 早記
主任 菅原 雅慶
主任 大井 要平

5. 書記

主任 赤松 琴美

6. 議題

- 議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
- 議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
- 議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
- 議案第 7号 非農地証明願いの件について
- 議案第 8号 非農地通知の件について
- 議案第 9号 農用地利用集積計画の件について
- その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長

ご案内の時刻が参りました。
それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会10月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶をいたします。

会長

みなさん、こんにちは。朝晩、ぐっと冷え込んで寒いぐらいになってきました。稲刈りも終盤をむかえ、野菜の植え付けなど、天気の良いうちに作業を終えたいと忙しくされているのではないかと存じます。今年度は農地パトロールに加え、農地利用の戸別アンケート調査、そしてこれから後ロールでA判定になった荒廃農地の意向調査と業務が続きます。何かにつけて大変忙しい1年になりました。アンケート調査は、期限まで期間がありますので、できるかぎり回収率を上げていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症の脅威から、いつ抜け出せるのか、出口の見えない戦いが続いております。ヨーロッパでは流行の第2波が広がりを見せておることも気になります。こんな時ですから、感染症には十分気を付けながら、前向きに生活していかなければならないと思います。
本日も相当数の案件がありますので、できるだけ簡潔に、スピーディーに議事進行を行ってまいります。皆様のご協力を賜りまして、スムーズに審議ができますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。
ただいまの出席農業委員は21名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、4番 松岡 幸信 委員、13番 新延 健 委員、15番 三好 康芳 委員よりあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。
なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。
本日も引き続き「新型コロナウイルス準感染警戒期」と位置づけられておりますため、定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、会議中は座席の配置を変更し、換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。ご出席いただいております農地利用最適化推進委員さんには、議案に対して質疑・意見等を述べることは可能ですが、採決には参加することができません。以上のことをご理解の上、議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。
それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長

ただ今から、三豊市農業委員会10月定例総会を開会いたします。
最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは9番 橋川 義信 委員、22番 宮崎 和代 委員のご両名をお願いいたします。
本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。
1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局

議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号8号を朗読 〕

以上8件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長

ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同

〔 なしの声あり 〕

議長

ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号8号の8件の報告事項は、異議なしと認めます。
次に進ませていただきます。4ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局

議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号2号を朗読 〕

以上1件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長

ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同

〔 なしの声あり 〕

議長

無いようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号から番号2号の2件の報告事項は、異議なしと認めます。
次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局

議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号13号を朗読 〕

以上13件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

2 番 番号1号について説明します。譲渡人は2か月前にも、農業廃止ということで、自宅近くの農地を譲り渡しました。譲受人の実家が申請地の近くですので、耕作するのは問題ありません。特に影響はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

6 番 番号2号について説明します。譲渡人は高齢で耕作できず、草が茂って隣接農地に影響がでている状態でした。そこで、近隣農地を耕作する譲受人から売買の申し出があり、売買となりました。今後は耕作できる状態に復旧し、水稲と野菜を作付けする予定です。譲受人は常時農業に従事し、経営農地を適正に耕作しており、周辺農地への影響も問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

7 番 番号3号について説明します。申請地は申請地が耕作不便であったため、保全のみを行って行っていました。譲受人は所有農地が竹林でタケノコを生産しています。野菜を作れる農地が欲しいと思っていました。譲受人の自宅に隣接する申請地を売ってくれないかと相談し、売買の話がまとまりました。遊休農地の解消となり、周辺農地へもよい環境となると思われます。ご審議よろしくお願ひします。

9 番 番号4号について説明します。申請地は譲受人の所有農地に隣接しています。譲受人から売買してくれないかと相談したところ、譲渡人も、狭小で耕作不便であるため、無償で譲渡したいという話がまとまりました。本申請は9月定例総会議案第3号番号5号で保留となった案件です。定例総会後に、地域の農業委員で再度協議した結果、問題ないという結論になりました。ご審議よろしくお願ひします。

1 1 番 番号5号から番号6号について説明します。まず、番号5号の譲渡人と譲受人はしんせきです。譲渡人は三豊市外で生活しており、耕作できないため、以前から譲受人が耕作していました。今後は、面積が広い乙557番1に水稲、狭い乙558番1は菜園場として、野菜をつくる予定です。周辺農地への影響もないと思われます。
次に、番号6号についてです。10数年前から譲受人が借り受け、イチゴをつくっています。今後も、引き続きイチゴをする予定です。こちらも周辺農地に影響なく、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

3 番 番号7号から番号8号について説明します。まず、番号7号についてですが、譲渡人は、申請地を相続で取得しましたが、三豊市外で生活しており、耕作する予定もありませんので、不動産売買仲介業者を通じて譲渡先を探して行いました。譲受人は担い手で、大規模に農業経営をしています。問題ないと思われます。
番号8号についてです。こちらも相続で農地を取得した譲渡人は、市外遠方で生活しており、耕作できないため、譲渡先を探して行いました。申請地の近くの農地を耕作している譲受人と話がまとまり、売買となりました。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

1 2 番 議席番号13番 新延 健 委員に代わって、番号9号について説明します。

譲渡人と譲受人は親戚です。ここ数年は譲受人が中心となって、申請地を耕作して行いました。今後も水稲をつくる予定です。周辺農地へ影響なく、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

1 4 番 番号10号から番号11号について説明します。まず、番号10号についてですが、譲渡人は相続により農地を取得しましたが、市外遠方で生活しているため耕作できないので、無償で譲受人に譲渡したいということです。
次に、番号11号についてです。譲受人は高齢となり、農業後継者もいないことから、規模縮小したいと考えて行いました。そのことを譲受人に相談したところ、売買となりました。譲受人の住所は市外ですが、実家が申請地の近くで、三豊市内農地も耕作して行います。周辺農地に影響なく、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

2 0 番 番号12号について説明します。譲渡人は高齢で耕作できなくなったため、現在借り受けて耕作している譲受人に、話をしたところ売買の話がまとまりました。申請地は譲受人の自宅のすぐ近くですので、耕作に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

2 1 番 番号13号について説明します。譲受人と譲渡人は親子で、生前一括贈与の申請です。譲受人については、現在は会社員ですが、農業後継者として農業に従事して行います。農業経営については問題ないと思われます。周辺農地への影響も無く、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

8 番 番号4号について質問します。前回の定例総会で保留となったのは、周辺農地との調和という点で疑問があるということだったと思ひます。問題なしと判定した理由を教えてください。

議 長 それでは、議席番号23番 正田 茂義 委員 より説明をお願いします。

2 3 番 番号4号の申請について、地域の意見を述べさせていただきます。先般、裁判所で調停がありました。調停というのは、本人同士が直接話すのではなく、調停員が双方の主張を聞きます。調停員の方によると、9月定例委員会で審議保留となったことで、譲受人の主張に譲歩がみられたということです。地域との調和を図るための成果があったということで、再審議して問題ないと判断しました。

議 長 よろしいでしょうか。この件について、他にご意見はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号13号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号13号の13件につきましては許可することと決定します。

次に進ませていただきます。10ページを開いてください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号6号を朗読]

農地区分につきましては、番号3号の一部と番号5号ならびに番号6号は、国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地、その他は全て2種農地です。第1種農地につきましては原則不許可ですが、その周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当しております。

以上6件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。農地区分につきましては、全て2種農地です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員から説明をお願いします。

3番 番号3号について説明します。位置図公図をご覧ください。真ん中の甲2180番3が、母屋が建っている宅地です。基盤整備事業を行った際、経緯はわかりませんが、換地した申請地が、登記上農地のまま残っていました。現況は以前から宅地の一部となっており、周辺に迷惑もかけていません。問題ないと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。

19番 番号5号の説明をいたします。平成20年頃に申請地の周辺で、基盤整備事業を実施しました。その数年前に、区域を流れる河川工事をしたときに、橋をかけてそこから出入りしています。倉庫を建てて、宅地として利用しています。問題ありません。ご審議よろしく申し上げます。

議長 番号6号については、私の担当地域ですので、私から説明いたします。位置図公図をご覧ください。現在は2世代で住んでいますが、先々お孫さんが独立するときのために、解消しておきたいということです。申請人は、農業に意欲的に取り組まれておりますし、周辺への影響もありません。将来はお孫さんと地域で農業をしていきたいとのことですので、よろしくご審議ください。

担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

2番 番号4号について質問です。利用計画はどのようになっていますか。

事務局 申請地については、農地と取得した後、果樹を植えていたのですが、車両置場が不足したため拡張して利用したい旨の申請です。位置図公図の黄色いところが、併せ利用地で、既に車両置場として利用されているところです。

2番 併せ利用地の地目は、農地ではないということですね。

事務局 はい。雑種地です。

議長 よろしいでしょうか。この件について、他にご意見はございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号の6件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。12ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号1号から番号18号を朗読]

農地区分につきましては、番号17号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地、その他は全て2種農地です。第1種農地につきましては原則不許可ですが、その周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当しております。

以上18件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

5番 番号1号から番号2号について説明いたします。番号1号についてです。位置図公図をご覧ください。申請地は岩瀬池の神田側に位置しております。現在は花崗土採取して、農地造成と区画整備を行っています。一時転用の許可を得ておりましたが、期日までに完了できない見込みとなったため、再申請をするものです。

続いて、番号2号について説明をいたします。申請地は市立麻小学校の近くにあります。既に建っている古い建物を解体し、譲受人譲渡する予定です。譲受人は、申請地を来客用の駐車場として利用する予定です。よろしくご審議ください。

6番 番号3号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地は県立高

瀬高校の北東側にあります。譲受人は不動産業を営んでおり、分譲住宅地の候補地を探していたところ、譲渡人と話がまとまりました。隣接農地および水利関係の同意を得ておりますので、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

8 番 番号5号から番号6号について説明いたします。まず、番号5号についてです。位置図公図をご覧ください。併せ利用地の1000番が宅地で、倉庫と住居が建っています。市の空き家バンクを通じて売買したのですが、この建物の一部が農地にかかっていることがわかり、その解消と従業員用の駐車場を確保したいということです。現地は木が生え、農地として管理できていませんでした。譲受人は建設業を営んでおり、農業関連事業にも進出しています。周辺に影響はなく、問題ないと思われま。

続いて、番号6号について説明をいたします。申請地は市立中央保育所の近くです。譲渡人と譲受人は知人で、譲受人が住宅兼教室の用地を探しているということで、話がまとまりました。隣接する農地の所有者の承諾は得ております。周辺農地への影響はなく、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

12 番 番号10号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地は稲作をしていましたが、減反が始まった頃から不作付け地として、年数回草の管理だけをしていました。農業後継者もなく、譲渡先を探していたところ、不動産仲介業者を介して、譲受人と話がまとまりました。関係先の同意は得ておりますので、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

14 番 番号11号から番号12号について説明いたします。まず、番号11号についてです。位置図公図をご覧ください。県道と市道との交差点に近い所です。譲受人は土建業を営んでおまして、現在使っている資材置き場が、基盤整備事業の地区内にありまして、代替え地を探していました。譲受人と譲渡人は知人で、申請地は譲受人が耕起等を行い管理していました。譲受人から売ってもらえないかと相談したところ、譲渡人が農業をする予定もないことから、話がまとまりました。周辺に影響はなく、問題ないと思われま。

続いて、番号12号について説明をいたします。ちょうど観音寺市との境界周辺です。県道の拡張工事予定地の反対側に、譲受人の農場や作業場があります。現在そこにかかっている橋の幅が3メートル程度しかなく、しかも作業場も老朽化しているため、いずれは立て替えたいと考えています。そこで、10メートル幅の橋を建てたいと香川県に相談したところ、完成後に香川県に寄付するというので話がまとまりました。また、接続する生活道も橋に置き換えるということです。周辺農地への影響はなく、問題ないと思われま。

最後に、番号13号について説明をいたします。番号12号の作業ヤードが必要ということで、道路用地の残地を一時的に使用したいという申請です。ご審議よろしくお願いたします。

18 番 番号15号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。譲受人は産廃中間処理業者です。併用地の291番1には、以前うどんを製造する会社があったのですが事業を廃止したため、これを譲受人が購入しました。申請地は水路を挟んで南側にある農地です。譲渡人は高齢で農業後継者もいないということで、長い間不耕作地となっていました。若干高低差はありますが、将来的には申請地をかさ上げし、水路に影響がないよう保全管理をしていくということです。特に問題ないと思われま。よろしくご審議ください。

議長 番号16号から番号17号については、私の担当地域ですので、私から説明いたします。まず、番号16号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。申請地は旧県道沿いの交番の向かい側にあります。譲受人は、関連会社に用地を譲り渡したため、車両置場や資材置場が不足していました。譲渡人は、以前は水稻をつくっていたのですが、借り手がいなくなり、草刈りをして保全管理をしていました。関係先の同意をとっておりますし、周辺への影響ありません。

続いて、番号17号について説明をいたします。議案第4号番号6号に関連した申請です。祖父から孫に貸し付け、そこに家を建てて3世代で生活したいということです。第1種農地ですが、生活上どうしても必要な用地ということで、ご審議いただきたいと思いま。

担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

3 番 番号5号について質問します。位置図公図をご覧ください。申請地976番1と併せ利用地1000番の間に白地がありますが、この扱いはどのようになるのでしょうか。

事務局 法定外公共物については、併せて利用するのであれば、農地転用の申請とともに、建設港湾課にて払い下げの手続きを行うようになります。

議長 今後に影響があってもいけませんので、この件に関しては、必要な手続きが完了しているかどうか、事務局で十分に確認するというので、お願いたします。よろしいですか。他にご意見、ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号18号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号18号の18件につきましては適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。19ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第6号 番号1号から番号2号を朗読]

以上2件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われま。ご提案申し上げます。なお、農地区分につきましては、全て第2種農地です。よろしくご審議の程お願申し上げます。

す。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明はありませんので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号2号の2件につきましては、適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。20ページをお開きください。議案第7号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号「非農地証明願いの件について」の説明をさせていただきます。

[議案第7号 番号1号から番号2号を朗読]

本件につきましては、非農地証明事務処理要領にあります、農地法の適用を受けない土地に該当すると思われま。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

2 番 番号1号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請地には、農地法施行以前より農業用倉庫が建っていたということです。農地として利用できません。周辺に影響はなく、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

19 番 番号2号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請地は平成22年に基盤整備が完了した農地です。ちょうど縁辺でして、水路より1メートルほど高い所あり、水がつかえないため農地として利用しづらところです。現在は農業用倉庫が建っています。農地としては利用できません。周辺に影響はなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 無いようでございますので、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号から番号2号の2件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地証明書を交付することと決定いたします。

次に進ませていただきます。21ページをお開きください。議案第9号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第9号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第9号 番号1号を朗読]

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして、非農地通知を送付して登記地目の変更を要請いたします。また香川県関係機関や法務局等に対しまして、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

9 番 番号1号について説明します。位置図公図をご覧ください。当該地は大興寺の近くにありま。現地を確認したところ、周辺を含め全て竹や樹木が茂り、山林となっております。農地への復旧は困難と思われま。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 無いようでございますので、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。

次に進ませていただきます。22ページをお開きください。議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められていますので、ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の22ページから64ページまでです。管理者から耕作者への

貸付は64件、農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに関しては13件、合計77件となっております。

以上、利用権の設定77件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するという、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」は77件全て適当と認め、原案のとおり決定をいたします。
本日上程しておりました議案の審議は以上です。ここで、暫時休憩をさせていただきます。再開は午後3時15分からといたしますので、よろしくお願いたします。

午後 3時05分休憩
午後 3時15分再開

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
その他の件について、事務局から説明をお願いします。

[その他の件の顛末は、次頁のとおり]

その他の件

1. 農業経営改善計画の認定について(通知)
2. 農業委員会における情報提供活動と全国農業新聞普及拡大について
3. その他

(1) 11月定例総会について

日時 令和2年11月20日(金) 午後1時30分
場所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
11月9日(月)	危機管理センター 1階打合せコーナー1	高瀬町: 細川耕助	高瀬町: 石井徳和
		山本町: 白川智樹	財田町: 堀江 博

(3) 今後の予定

月 日	会議名等	開催場所
10月30日(金) 午後7時00分~	三豊市農業委員会地区推進委員会	危機管理センター 3階 301.302 会議室
11月30日(月) 午後1時30分~	令和2年度市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会	丸亀市綾歌総合文化会館 アイレックス 大ホール

(4) 配布物

- ・令和2年度赤い羽根共同募金(バッジ)
- ・令和2年度市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会開催案内
- ・農業委員会業務必携【2020年度】
(※上記(3)11/30の市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に持参して下さい。)
- ・農業委員会活動記録簿

閉会【午後3時30分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____